

○東京藝術大学資金運用管理要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学資金管理規則の規定に基づき、業務上の余裕金（以下「資金」という。）の運用について必要な事項を定め、資金の安全かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(運用の原則)

第2条 資金運用は、安全確実な方法で、東京藝術大学会計通則（以下「会計通則」という。）第22条第1項第2号に規定する預金及び第2項に規定する有価証券により行うものとする。有価証券により行う場合は、元本の償還及び利息の支払いについて保証されたものでなければならない。

2 資金運用にあたっては、資金計画に基づき、運用すべき期間及び金額について十分な見通しを立て、資金繰りに支障のないよう努めなければならない。

3 資金運用に際しては、複数の金融機関等の比較を行い、常に安全性に配慮しなければならない。

(資金の区分)

第3条 運用の対象となる資金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金
- (2) 運営費交付金
- (3) その他の資金

(運用対象)

第4条 運用の対象は、次によるものとし、それ以外の運用はしてはならない。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）、その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(管理体制)

第5条 資金運用の責任者は、学長とする。

2 資金運用の業務は、会計通則第23条に規定する経理責任者（以下「経理責任者」という。）が行う。

(資金運用担当)

第6条 経理責任者は、関係法令及びこの要項並びに役員会の決定を遵守し、資金の運用にかかる業務を遂行するものとする。

(資金の運用期間)

第7条 資金の運用期間の設定は、資金繰り等の状況を考慮して行うこととする。

(資金の運用状況の報告)

第8条 経理責任者は、資金の運用状況について、定期的に学長に報告するものとする。

(情報の収集)

第9条 経理責任者は、金融機関に対し、必要に応じてその格付、自己資本比率、貸倒引当率その他必要な事項について、情報収集及び調査を行うものとする。

(緊急事態への対応)

第10条 金融機関の信用力の低下、保有する金融商品の大幅な下落等、緊急の事態が生じた場合には、経理責任者は、学長に速やかに報告するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか資金運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。